

有価証券届出書の訂正届出書

日本プライムリアルティ投資法人

(12605)

有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成 14 年 5 月 30 日提出

発 行 者 名 : 日本プライムリアルティ投資法人
代表者の役職氏名 : 執行役員 金 子 博 人
本店の所在の場所 : 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号
事務連絡者氏名 : 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
企画・管理部長 米田 修一
連 絡 場 所 : 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号
電 話 番 号 : 03 - 3231 - 1051

届出の対象とした募集及び売出し

募集及び売出内国投資証券に
係る投資法人の名称 : 日本プライムリアルティ投資法人

募集及び売出内国投資証券の
形態及び金額 : 形態 : 投資証券
金額 : 25,862,000,000 円 (発行価額の総額)
9,264,000,000 円 (売出価額の総額)

(注) 発行価額及び売出価額の総額は、本訂正届出書の日付現在における見込額です。

有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

(本書面の枚数 表紙共 3 枚)

I. 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 14 年 5 月 13 日付で提出した有価証券届出書及び平成 14 年 5 月 28 日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成 14 年 5 月 30 日開催の投資主総会において規約が変更されたことにより、これに関連する事項について訂正するための本訂正届出書を提出するものであります。

II. 訂正箇所および訂正事項

	頁
第二部 発行者情報	
第 1 投資法人の状況	
2. 投資方針	
(1) 投資方針	
b. 投資態度	
(ホ) その他	1
(2) 投資対象	
a. 投資対象とする資産の種類	1

.....の部分は訂正部分を示します。

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況

2. 投資方針

(1) 投資方針

b. 投資態度

(ホ) その他(原届出書 34 頁)

<訂正前>

(前 略)

資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等により、運用開始当初から、上記の比率を変更することがあります(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 3.投資態度(11)」)。

(注) 本投資法人は、平成 14 年 5 月 30 日開催予定の投資主総会における決議を条件として、規約別紙1「資産運用の対象及び方針 3.投資態度(11)」の一部を変更する予定です。変更後の規約において、上記に掲げる投資態度は、次の通り規定されます。

「資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向、法令の変更等により、運用開始当初から、上記の比率を変更することがあります。」

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向、法令の変更等により、運用開始当初から、上記の比率を変更することがあります(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 3.投資態度(11)」)。

(後 略)

(2) 投資対象

a. 投資対象とする資産の種類(原届出書 35 頁)

<訂正前>

(前 略)

(ロ) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいいます。

資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)

(以下「資産流動化法」といいます。)第2条第8項に規定する優先出資証券

投信法第2条第12項に規定する投資信託の受益証券

投信法第2条第22項に規定する投資証券

資産流動化法第2条第12項に規定する特定目的信託の受益証券(上記(イ)及びに掲げる信託の受益権を除きます。)

(注) 本投資法人は、平成 14 年 5 月 30 日開催予定の投資主総会における決議を条件として、規約別紙 1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」の一部を変更する予定です。変更後の規約において、上記乃至 に掲げる投資対象は、次の通り規定されます。

「資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。)に規定する優先出資証券
投信法に規定する投資信託の受益証券
投信法に規定する投資証券
資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(上記(イ)及び に掲げる信託の受益権を除きます。)」

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

(ロ) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいいます。

資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。)
(以下「資産流動化法」といいます。)に規定する優先出資証券
投信法に規定する投資信託の受益証券
投信法に規定する投資証券
資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(上記(イ)及び に掲げる信託の受益権を除きます。)

(後 略)